

令和5年度

学校いじめ防止基本方針



名寄市立名寄東中学校

令和5年4月1日改訂

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校では、これまでも「いじめは人として決して許されない行為」であり、また、「どの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである」との認識の下、全ての生徒がいじめを絶対に許さず、良好な人間関係の下、日々の学習や活動に意欲的に取り組むことができるよう、全教職員が一致協力して、「いじめのない楽しい学校づくり」に最大限努めてきたところである。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、生徒や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切である。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国的基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努める。

第1章

いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、教育委員会、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなければならない。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」では、いじめを次のように定義している。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

このことを踏まえ、いじめを理解するに当たっては、次のことに留意する。

- いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する生徒がいることが考えられる。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのでなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの生徒が被害生徒としてだけではなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校はいじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にあ

る事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないよう、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

○生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、障害のある生徒等、学校として特別な配慮を必要とする生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。など

これらといじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なもののや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれている。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応が必要である。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする観衆の存在、周辺で暗黙の了解を与えていたる傍観者の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 生徒一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 生徒の発達の段階に応じた、男女平等、子ども、高齢者、障害のある人などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されている。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

アの生命、心身又は財産に重大な被害については、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当する。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。

第2章

1 本校のいじめの実情及び令和5年度の目標（指標）

生徒アンケートでは「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」と回答している生徒が100%とはならなかったことから、今年度は100%となるよう、あらゆる教育活動を通して、いじめ根絶に向けた生徒の意識高揚を図る取組を推進する。

また、全校単位での共感的人間関係の育成を重視した本校の学校経営をより一層充実させ、ふれあいを重視したきめ細かい指導に努めることで、いじめ発生率0を目指す。

2 生徒が主体となった取組の推進

我々は、いじめの芽はどの生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒同士が主体的にいじめの問題について考え方論することなどのいじめ防止に資する活動に取り組んでいかなければならない。このことを踏まえ、次の活動を推進するように努める。

- 生徒会を中心に「いじめ根絶運動」を推進し、いじめ問題について生徒同士で話し合いを行うとともに、いじめ根絶に向けた集会等を開くなど生徒による主体的な活動を促す。
- 生徒会を中心とした取組を行う際に、全ての生徒が、いじめの防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図る。
- 市小中高いじめ防止サミットの活動を通して協議された内容等を全校生徒で共有するような工夫を図る。

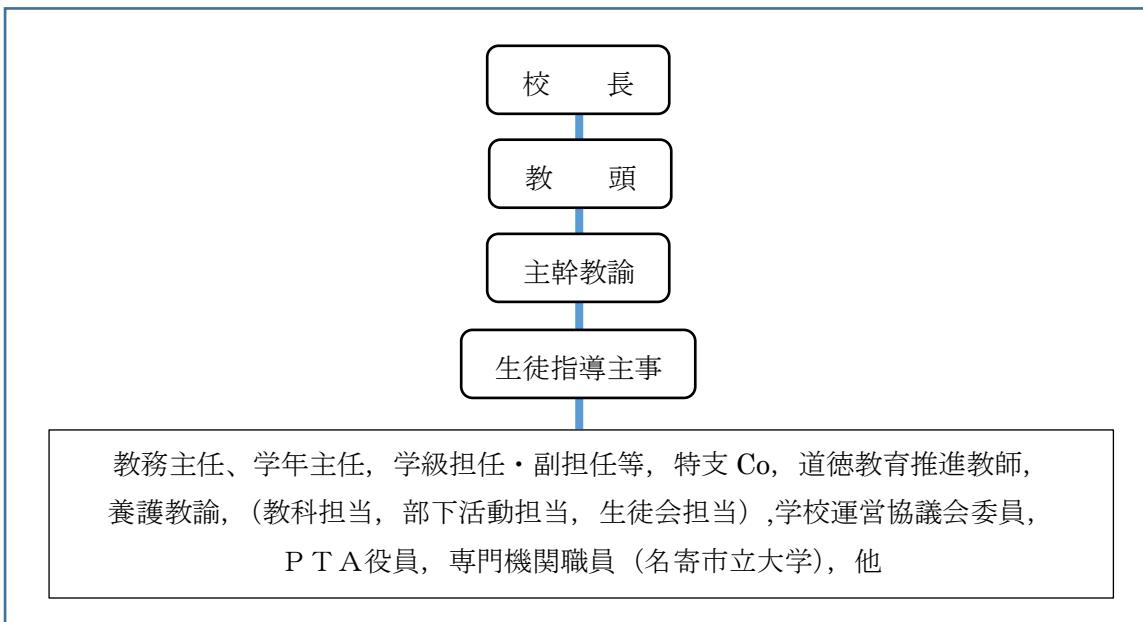
3 学校いじめ対策組織の設置

「いじめ防止対策推進法」第22条では「学校は、当該学校におけるいじめの防止、等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする」と定めている。また

「国の基本方針」では「法第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したもの」、「組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する」、「必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応すること」が示されている。

本校では、いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考える。そのため、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員等による常設の「いじめ防止対策委員会」を設置する。いじめの防止については「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成や、実施の際に保護者の代表や名寄市立大学の専門家などを加えて組織を構成するとともに、対処の際は、必要に応じて外部機関とも連携を図り、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組んでいく。

(1) いじめ防止対策委員会の構成



(2) 学校いじめ対策組織の役割

①未然防止

ア) いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

②早期発見・事案対処

ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口

イ) いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに
係る情報の収集と記録、共有

ウ) いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む)があつ
た時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調
査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

エ) いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者と
の連携といった対応の組織的な実施主体

③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

ア) 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正

イ) いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施

ウ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直し

4 いじめの防止の取組

我々は、生徒がいじめに向かわないよう、社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む指導に努め、また、生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。具体的には、以下の取り組みを進める。

①いじめについての共通理解

ア) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図る。

イ) いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、生徒用「学校いじめ防止基本方針」を作成し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、生徒が容易に理解できるような取組を進める。

②いじめに向かわない態度・能力の育成

ア) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性をはぐくむ取組を進める。

イ) 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てる。

③いじめが生まれる背景と指導上の注意

ア) いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努める。

イ) 教職員の不適切な認識や言動が生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう指導の在り方には細心の注意を払う。

④自己有用感や自己肯定感をはぐくむ指導の充実

ア) 教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高めるよう努める。

イ) 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努める。

ウ) 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進める。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

学校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知し、いじめ防止に向け以下の取組を推進する。

- ① 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、生徒が日頃から相談しやすい雰囲気をつくる。
- ② 生徒及び保護者に保健室（養護教諭）や市の教育相談センター等の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備する。

※ 教職員は別記の「いじめ発見・見守りチェックシート」を活用する。

いじめ発見・見守りチェックシート（教職員記入）

対象生徒 年 組 氏名

[名寄東中いじめ防止対策委員会]

朝の会・帰りの会	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えた。 <input type="checkbox"/> 顔色、雰囲気などが普段の様子と違う。 <input type="checkbox"/> 表情がさえない、おどおどしている、うつむいていることが多い。 <input type="checkbox"/> イライラして、物にあたる。
授業の開始時	<input type="checkbox"/> 一人遅れて教室に入る。 <input type="checkbox"/> 泣いている、泣いた形跡がある。 <input type="checkbox"/> 机の上や中が汚されている。ゴミが入っている。落書きがある等 <input type="checkbox"/> 机や椅子が乱雑にされている。 <input type="checkbox"/> 周囲が何となくざわついている。 <input type="checkbox"/> 座席が替わっている。
授業中	<input type="checkbox"/> 特定の生徒の名前が何度も話題になる。 <input type="checkbox"/> グループ分けや班活動で孤立しがちである。 <input type="checkbox"/> 配付物がきちんと配られない。 <input type="checkbox"/> 発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。 <input type="checkbox"/> 冷たい視線が注がれる。 <input type="checkbox"/> 教科書やノートに落書きされる。 <input type="checkbox"/> 保健室に頻繁に行こうとする。
休み時間	<input type="checkbox"/> すぐに教室から出る。職員室や保健室、トイレ等に頻繁に行く。 <input type="checkbox"/> 教師の近くに居ることが多い。 <input type="checkbox"/> 特定の生徒を避ける動きが見られる。 <input type="checkbox"/> 一人でぼつんとしている。 <input type="checkbox"/> 特定の生徒を囲むように生徒が集まる。 <input type="checkbox"/> 遊びでいつも苦しい立場に立たされる。 <input type="checkbox"/> 格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。 <input type="checkbox"/> 侮蔑の言葉が特定の生徒に対して向けられる。 <input type="checkbox"/> 集団でトイレに行って、なかなか出て来ない。
昼食（給食）時	<input type="checkbox"/> 配膳すると嫌がられる。 <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる。 <input type="checkbox"/> 望まないおかずを多く盛られる。 <input type="checkbox"/> 食べ物を他人に取られる。 <input type="checkbox"/> グループから外れて一人で食べる。
清掃時	<input type="checkbox"/> 嫌な作業をいつもやらされる。 <input type="checkbox"/> 最後まで一人で作業をやらされる。 <input type="checkbox"/> 対象生徒の机やいすに触りたがらない
放課後（部活動）	<input type="checkbox"/> 急いで一人で帰る。 <input type="checkbox"/> 教師に何か言いたそうにしている。 <input type="checkbox"/> 他の生徒の分まで荷物を持たされる。 <input type="checkbox"/> 部活動の後片付けを一人でやっている。 <input type="checkbox"/> 部活動を休みがちになる。
その他	<input type="checkbox"/> 成績が急に下がる。 <input type="checkbox"/> 服が汚れたり、不自然な乱れがある。 <input type="checkbox"/> 理由がはっきりしていないあざや傷がある。 <input type="checkbox"/> 日記・作文・絵画・答案等に、気になる表現や描写がある。 <input type="checkbox"/> 持ち物に落書きされたり、靴や傘を隠されたりする。 <input type="checkbox"/> 教室の壁や掲示物にあだ名や悪口などを落書きされる <input type="checkbox"/> 悪口を言われても、愛想笑いをする。 <input type="checkbox"/> 人権を無視したようなあだ名を付けられる。

- ◆生徒のささいな変化に気付き、気付いた情報は抱え込みず、学年の他の教員にすぐに相談・共有を！
- ◆学年主任は、教頭、生徒指導部長に迅速に報告・連絡・相談を！
- ◆教頭、校長はいじめ対策委員会を開き情報を全体で共有し、ただちに対応を！
- ◆日常の生徒とのふれあいを大切に。
- ◆気付いたことを、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）で付箋用紙等にメモして共有を図るなど、学校全体で早期発見を！

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせる。
- ② いじめられた生徒ならびに通報生徒がいる場合、その安全を確保する。対策組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないよう組織的に見守りの対応を行う。
- ③ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求める。

(2) いじめられた生徒及びその保護者への支援

- ① いじめられた生徒から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝える。
- ② いじめられた生徒や通報生徒の見守りを行うなど、安全を確保する。必要に応じて、外部の機関や専門家の協力を得て対応する。

(3) いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

- ① いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止する。
- ② いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行う。
- ③ 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ② 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深める。

7 いじめの解消

(1) いじめが「解消している」状態

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断する。

- ① いじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が継続している。
- ② いじめられた生徒本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた生徒が、心身の苦痛を感じていないと認められる。

(3) 観察の継続

- ① いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ「いじめ発見・見守りチェックシート」を活用するなど、生徒や学級等の観察を注意深く続ける。
- ② いじめが解消していない段階では、いじめられた生徒を徹底的に守り通し、安全・安心を確保する。

早期発見・事案対応マニュアル

いじめの把握・報告

<いじめの把握>

- いじめを受けた生徒や保護者
- 学級担任
- 生徒アンケート調査や教育相談
- インターネットなどへの本人の書き込み

<いじめの報告>

- 把握者→生徒指導担当者・教頭→校長

- 周囲の生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- 学校以外の関係機関や地域住民
- その他

いじめ防止対策委員会の開催

事実確認及び指導・対処方針の決定（いじめ対策委員会）

- 事実関係の把握
- いじめ認知の判断
- 指導方針や指導方法の決定
- 対応チームの編成及び役割分担
- 全教職員による共通理解
- 関係機関との連携の検討

事実確認及び指導・対処方針の決定（いじめ対策委員会）

- いじめを受けた生徒及び保護者への支援
- いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言
- 周囲の生徒への指導
- カウンセラーの派遣要請
- 関係機関への相談（教育委員会、相談センター、旭川児童相談所、警察等）

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学校	<ul style="list-style-type: none">○組織体制での行動○いじめ行為の停止○安全確保及び再発防止○徹底した保護○心のケア・支援○組織での継続した見守りや指導	<ul style="list-style-type: none">○絶対に許されない行為であることの自覚醸成○謝罪の気持ちの醸成○内面に迫る指導○二度といじめに向かわないようにする支援	<ul style="list-style-type: none">○傍観や助長行為は許されないということの指導○発見時は即座に通報することの指導○自分事としてとらえさせ、いじめ根絶に向けた集団形成の指導
家庭	<ul style="list-style-type: none">○即日の家庭訪問と事実関係の説明○今後の指導方針及び具体的な手立て対処法等についての説明	<ul style="list-style-type: none">○即日の家庭訪問もしくは学校召喚による事実関係の説明○保護者と連携した以後の指導・対応への協力要請や指導・助言○被害者家族への謝罪指導	<ul style="list-style-type: none">○当該生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意しながら必要に応じ、以後の対応への協力依頼

↓
いじめ防止対策委員会におけるいじめ解消の判断



再発防止に向けた取り組み

- | | | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">○原因の詳細な分析<ul style="list-style-type: none">□事実の整理、指導方針の再確認□カウンセラーなど外部の専門家との連携○学校体制の改善・充実<ul style="list-style-type: none">□生徒指導体制の点検・改善□教育相談体制の強化□生徒理解研修や事例研究等、実践的な行内研修の実施 | <ul style="list-style-type: none">○教育内容及び指導方法の改善・充実<ul style="list-style-type: none">□生徒の居場所づくり、絆づくりなど学年・学級経営の充実□道徳の時間の充実□生徒の心を育てる指導の工夫□わかる授業の展開、認め励まし合う指導、自己有用感を高める指導 | <ul style="list-style-type: none">○家庭・地域との連携強化<ul style="list-style-type: none">□教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開□学校評価におけるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価□子ども会活動や地域行事への積極的な参加による、地域の人々との絆や豊かな心の醸成 |
|--|---|---|